

高知くらしの護身術

125

安全点検制度

経年劣化の事故防ぐ

(2009年3月24日掲載原稿)

平成21年(本年)4月1日から「長期使用製品安全点検・表示制度」が始まります。これは、ガスや石油、電気を使用する製品が対象で長期に使用をしていると経年劣化により火災や死亡事故など重大な事故を起こす恐れがある設置式の9品目が対象です。9品目とは

- 1 屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)
- 2 屋内式ガス瞬間湯沸器(プロパンガス用)
- 3 屋内式ガスバーナー付ふろがま(都市ガス用)
- 4 屋内式ガスバーナー付ふろがま(プロパンガス用)
- 5 石油給湯器
- 6 石油ふろがま
- 7 密閉燃焼式(F F式)石油温風暖房機
- 8 ビルトイン式電気食器洗機
- 9 浴室用電気乾燥機

平成21年4月1日以降に製造、輸入された製品が対象でこれらの製品を購入した場合、消費者はユーザー登録を行います。点検時期が来るとメーカーなどから通知がきますので、必ず点検を受けてください。この点検は有料ですが製品を安全に使い続けるために必ず受けてください。

21年4月1日以降に製造、輸入された製品に点検時期のめやすが表示されています。

メーカーから点検の通知が来ていないのに突然点検に訪れることはありませんので、点検業者を名乗って訪問してくる不審な業者にはご注意ください。

また、上記9品目以外に長期にわたり使用することで経年劣化による注意喚起を促すものとして扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビには注意喚起の表示が義務付けられています